

大山口小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大山口小学校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県白井市大山口2丁目2番1号の白井市立大山口小学校内に置く。

(区域)

第3条 協議会の区域は、白井市立大山口小学校区（白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成2年教育委員会規則第3号）別表に定める白井市立大山口小学校の通学区域をいう。）とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 区域内に居住する者
- (2) 区域内で活動する市民活動団体等
- (3) 区域内で事業を営む者又は区域内に存する事業所に勤務する者
- (4) 区域内に存する学校等に通う者
- (5) その他協議会の認める者及び団体等

第2章 目的及び活動

(目的)

第5条 協議会は、構成員相互が協力・連携し地域の課題解決や魅力の創出により、「世代をこえて支え合う笑顔あふれるまち」の実現を目指したまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第6条 協議会は、第5条（目的）の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災、防犯及び交通安全等に関する事業
- (2) 福祉及び健康づくり等に関する事業
- (3) 環境美化及び環境保全等に関する事業
- (4) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (5) 地区の団体及び人材育成に関する事業
- (6) 上記に掲げる事業に関する情報提供事業
- (7) その他協議会が目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第7条 会員とは、構成員のうち協議会の趣旨に賛同して入会した個人及び団体をいう。

2 入会は、運営委員会の承認を得るものとする。

3 会員は、役員を除き、第43条（部会の設置）に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡したとき。
- （3）会員である団体が消滅したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この規約等に違反したとき。
- （2）協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

（役員の選任）

第11条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）副会長2名
- （3）事務局長1名
- （4）会計1名
- （5）部会長4名
- （6）監事2名

2 部会長を除く役員は、総会において選任する。

3 監事は、他の役員及び第18条（総会の構成）に規定する代議員を兼ねることはできない。

（役員の任務）

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務局を総括する。

4 会計は、協議会の会計を担当する。

5 部会長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員へ報告するとともに、各種施策を建議、実施する。

6 監事は、協議会の会計及び事業を監査し、総会に監査報告する。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。

3 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

- 第14条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 会議

(会議)

- 第15条 協議会の会議は、総会、三役会、運営委員会及び部会とする。
- 2 会議は、構成員に対し原則公開とし、次の者は傍聴できる。
- (1) 構成員に対しては議長が認めた者
- (2) 構成員以外に対しては会長が認めた者
- 3 三役会が必要と認めた場合には、会議を非公開とすることができる。
- 4 議長は、傍聴人が全体会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

第7章 総会

(総会)

- 第16条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

- 第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第18条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。
- (1) 監事を除く役員である者
- (2) 団体会員である者
- (3) 個人会員で、部会長の推薦により運営委員会が認めた者
- 2 監事は、前項第1号の規定にかかわらず総会に出席することができる。ただし、表決権はない。
- 3 代議員は50名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、任期終了後も後任者が選任されるまで在任する。

(総会の開催)

- 第19条 通常総会は、年1回開催とし、毎年会計年度終了後、概ね2か月以内に開催するものとする。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

(総会の招集)

- 第20条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、少なくとも会議を開催する1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

(総会の審議事項)

第22条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに変更に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) まちづくり計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) 規約の改定に関する事項
- (6) その他会務運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第23条 総会の開催は、代議員の2分の1以上の出席を要する。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 代議員が総会の目的である事項について提案した場合において、代議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第25条 代議員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定によって表決した代議員は、第23条(総会の定足数)、第24条(総会の議決)第1項、第26条(総会の議事録)第3号の摘要については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時
- (2) 場所(当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む)
- (3) 代議員総数及び出席代議員数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、代議員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第27条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事は、事業の執行状況を知るために運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(運営委員会の審議事項)

第28条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会、三役会、部会から提議された事項
- (4) 重要事項で、総会の開催できる期間のない緊急を要する事項
- (5) 構成員から提議された事項
- (6) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第29条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

4 会長は、必要と認めるときは、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会の議長)

第30条 運営委員会の議長は、会長が務める。

(運営委員会の定足数)

第31条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(運営委員会の議決)

第32条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。賛否同数の時は議長の決するところによる。

(運営委員会の表決権等)

第33条 運営委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。なお、部会長は、副部会長を代理人として運営委員会への出席及び表決を委任することができる。

3 前項の規定によって表決した運営委員は、第31条（運営委員会の定足数）、第32条（運営委員会の議決）、第34条（総会の議事録）第3号の摘要については、運営委員会に出席したものとみなす。

4 運営委員会の表決において、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の表決に加

わることができない。

(運営委員会の議事録)

第34条 運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時
- (2) 場所（当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む）
- (3) 委員総数及び出席委員数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第9章 三役会

(三役会の構成)

第35条 三役会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、監事は、事業の執行状況を知るために三役会に出席して意見を述べることができる。

(三役会の協議事項)

第36条 三役会は、次の各号に掲げる事項を審議し、運営委員会に報告する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項のうち、運営委員会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (2) 重要事項で、総会、運営委員会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (3) 運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(三役会の開催)

第37条 三役会は、会長が招集する。

2 三役会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 三役会の構成員の2分の1以上の者から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに三役会を招集しなければならない。
- 4 会長は、必要と認めるときは、三役会の構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(三役会の議長)

第38条 三役会の議長は、会長が務める。

(三役会の定足数)

第39条 三役会は、三役会の構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(三役会の議決)

第40条 三役会の議事は、三役会の構成員の出席者の過半数で決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(三役会の表決権等)

第41条 三役会の構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため三役会に出席できない三役会の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の三役会の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定によって表決した三役会の構成員は、第39条（三役会の定足数）、第40条（三役会の議決）、第42条（三役会の議事録）第3号の摘要については、三役会に出席したものとみなす。

4 三役会の表決において、特別の利害関係を有する三役会の構成員は、その議事の表決に加わることができない。

(三役会の議事録)

第42条 三役会の議事録を作成し、次に掲げる事項を記載する。

(1) 日時

(2) 場所（当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む）

(3) 三役会構成員総数及び三役会構成員出席数

(4) 協議事項及び決定事項

(5) 協議内容の概要及びその結果

第10章 部会

(部会の設置)

第43条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

(1) 広報部会 広報に関する活動

(2) 生活環境部会 子育て・青少年の育成、福祉・健康づくり、環境美化に関する活動

(3) 安全・安心部会 地域防災、防犯及び交通安全に関する活動

(4) 地域活性化部会 地域の交流・活性化、地域活動の担い手・参加者に関する活動

2 部会は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。

(1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関すること

(2) 部会の事務に関すること

(3) その他、総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること

3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる活動その他必要と認める事項を審議するため、運営委員会の承認を得て専門委員会を置くことができる。専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(部会長及び副部会長)

第44条 部会に、部会長1名、副部会長2名以内を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。

3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代行する。

5 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 部会長及び副部会長は、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。

7 欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の開催)

第45条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 部会長が必要と認めたとき。
 - (2) 部会員の2分の1以上の者から請求があったとき。
- 3 部会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金、交付金等の助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 別に定める資産目録記載の資産
- (6) 財産から生じる収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第47条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は三役会の議決により定める。

(経費)

第48条 協議会の運営及び活動に要する経費は、資産をもって充てる。

(会費)

第49条 会費を徴収する場合は、総会の議決をもって、別に定める。

(事業計画及び予算)

第50条 協議会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第52条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 協議会の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第54条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第55条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

2 前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第56条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 各部会の総括・調整に関すること。
- (3) 各種事務手続きその他庶務に関すること。
- (4) その他、事務局が行うこととなった事項に関すること。

3 事務局に事務員を置くことができる。

4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第13章 情報公開等

(書類及び帳簿の備付け)

第57条 協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第58条 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第14章 雑則

(書類及び帳簿の整備)

第59条 協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) まちづくり計画の策定に関する文書
- (2) 規約及び細則に関する文書
- (3) 総会、運営委員会、三役会の議事に関する文書
- (4) 役員、代議員等の選任及びその名簿に関する文書
- (5) 会員名簿及び会費に関する文書
- (6) 市の補助金、交付金等の助成金に関する文書
- (7) 予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書
- (8) 出納に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 資産目録
- (10) その他会長が必要と認めた書類及び帳簿

(文書の保存)

第60条 会長は、協議会が運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間は、細則で定める。

(細則への委任)

第61条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会の設立時には、総会出席者を第18条（総会の構成）に規定する代議員とみなし、議案の議決を行う。ただし、第18条（総会の構成）の要件を満たす者で止む得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。また、委任状の提出をもってその者は総会出席者とみなす。
- 3 協議会の設立初年度の役員、代議員及び副部会長の任期は、第13条（役員の任期）第1項、第18条（総会の構成）第3項及び第44条（部会長及び副部会長）第5項の規定にかかわらず、令和4年度に開催する通常総会までとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度は、第54条（会計年度）の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。